

「性暴力被害相談支援センター宮城」 からのお知らせ

宮城県では、性暴力被害者の支援を行う拠点として「性暴力被害相談支援センター宮城」を設置し、相談や医療機関などへの付添い、受診費用などの助成を行っております。

一人で悩まず、まずはご相談ください。

◆電話番号 性暴力被害相談支援センター宮城
相談専用 ☎0120-556-460
(けやきホットライン)

◆受付時間
月～金 午前10時～午後8時
土 午前10時～午後4時
(祝日、休日、年末年始を除く)

高次脳機能障害者 家族交流会開催のお知らせ

高次脳機能障害者のご家族の皆様、集まって気持ちを話し合ってみませんか？

日々の生活の中での工夫や心がけていることについて、情報交換をしましょう。

◆日時 8月31日(月)
午前10時～11時30分
◆場所 仙台保健福祉事務所黒川支所
(富谷市ひより台2-42-2)
◆対象 高次脳機能障害者のご家族
◆参加費 無料
◆申込期限 8月17日(月)
◆申込・問い合わせ先
仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班
☎365-3153

宮城県統計グラフコンクール作品募集

統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに役立てるため、統計グラフコンクール作品を募集します。

◆部門
①小学校1・2年生の部
②小学校3・4年生の部
③小学校5・6年生の部
④中学生の部
⑤高等学校以上の生徒、学生及び一般の部
⑥パソコン統計グラフの部
◆テーマ 自由(小学校4年生以下は児童が観察した結果をグラフ化したもの)
◆規格 72.8cm×51.5cm(B2判)
◆応募締切 9月2日(水)必着
◆応募・問い合わせ先
〒980-8570
仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県震災復興・企画部統計課 企画普及班
☎211-2451

情報コーナー

「法定相続情報証明制度」の手続き案内が 予約制になります

全国の登記所(法務局)において、相続登記や預金の相続の際に利用できる「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

制度の運用開始から3年が経過し、利用者が増えていることから、お待たせすることなく説明等を行えるよう、8月3日(月)から手続きの案内を予約制とすることとしました。

◆予約方法
法務局ホームページ、電話、窓口での予約

◆手続き案内の内容
法務局ホームページに記載されている情報(申請書のひな型やリーフレット)を利用した案内(法定相続情報一覧図の作成や戸籍謄本等の収集等は手続き案内の範囲外です。また、生前からの証明申請はできません。)

◆問い合わせ先
仙台法務局不動産登記部門
☎225-5767

返しきれない借金で悩んでいませんか？ ～多重債務相談窓口のお知らせ～

東北財務局では、クレジットやローンなどの借金返済に関する相談に応じています。

専門の相談員がお悩みを丁寧にお聞きし、問題解決に向けアドバイスを行うとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。
まずは電話でお気軽にご相談ください。

◆対象 借金でお悩みの個人の方
(自営業者の方を含む)
◆受付時間 月～金(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～5時
◆問い合わせ先 東北財務局金融監督第三課
多重債務相談窓口
☎266-5703

ご存じですか「建退共制度」

「建退共制度」は、建設現場で働く人のために中小企業退職金共済法という法律によって昭和39年に国が作った制度です。

・加入できる事業主 建設業を営む方
・対象となる労働者 建設現場で働く方
(一人親方でも任意組合を通じて加入できます。)
・掛け金 1日310円(全額事業主負担)

◆問い合わせ先
建退共宮城県支部 ☎263-2973

国民年金だより

手軽にできる国民年金の納め方

国民年金保険料は、納付書のほか、口座振替やクレジットカードで納付することができます。

口座振替やクレジットカード納付をご希望の方は、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、運転免許証などの本人確認書類、通帳又はクレジットカード、印鑑(口座振替希望の場合は届出印)をご持参の上、お近くの年金事務所、又は住民生活課に申し込みください。

申し込みをされてから口座振替やクレジットカード納付が開始されるまで、2カ月ほどかかります。

口座振替やクレジットカード納付は、過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

口座振替	ご希望の口座から自動的に引き落とされます。当月末に振替する「早割」など、お得な割引もあります。
納付書払い	日本年金機構から送付された納付書により金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアで納付することができます。 *役場・ねんぎん事務所の窓口では納めることができません。
クレジットカード	お近くの年金事務所へお申込みください。 *口座振替、クレジットカード納付の申込用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

付加年金で受け取る年金額が増やせます

国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)が、通常の保険料(令和2年度は16,540円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

納めていただく付加保険料 月額400円

支給される付加年金の年額 200円×付加保険料納付済月数

例) 付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=24,000円(総額)

受け取る付加年金額 200円×60カ月分=12,000円(年額)

毎年12,000円上乗せされるので、2年以上老齢基礎年金を受け取れば
お得になります。

*上記の付加年金額は、65歳から老齢基礎年金を受給した場合の年金額です。

- ・申し込みされた月からの加入になります。
- ・国民年金基金に加入中の方は付加年金に加入することができません。
- ・付加年金のみの加入はできません。必ず、通常の保険料の納付が加入の条件になります。
- ・付加保険料の納付をご希望の方は、基礎年金番号又はマイナンバー(個人番号)のわかるもの、運転免許証などの本人確認書類、印鑑をご持参の上、年金事務所又は住民生活課窓口へ申し込みください。

詳しくは、お近くの年金事務所へ問い合わせください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512